

平成31年3月29日

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部及び研究科ごとの人材養成像をさらに明確にし、卒業・修了後の進路を想定した履修モデルを整備するとともに、各学部及び研究科において以下の特色ある教育プログラムを開発し実施する。

- ・小中一貫教育に対応した小中連携プログラム（平成28年度導入）
- ・高度理科教員育成プログラム（平成28年度導入）
- ・専門科目を英語で履修することのできるGP（グローバル・プログラム）（平成28年度導入）
- ・アグリビジネスユニット（大学院への飛び級進学を見据えたエキスパートコース）（平成28年度導入）
- ・高度技術教員養成プログラム（平成29年度導入）

【1-1】学年進行が完了する平成28年度導入プログラムの学修成果を検証し、必要に応じて改善を行う。

【2】初年次教育においては、育成する学生像に沿った基礎的な知識、能力を示し、入学者の資質に応じた教育を実施する。また、学部ごとに、専門分野の修得に際して身につけるべき基礎的な科目群を精選・体系化したカリキュラム編成を行う。

【2-1】各学部で育成する学生像に沿った基礎的な知識、能力を示すとともに、初年次教育及び基礎的な科目群などのカリキュラムの検証結果に基づき、教育学部で初年次教育（導入教育）の必要単位数を増やすなどの改善を行う。

【3】全学で実施する教養教育の充実及び教養教育と専門教育の連携を図るため、主要な科目群を整備するとともに、和歌山の自然環境と文化環境の利を活かして、地域と連携した教育を実施することにより学生が自主的・能動的に学修する機会を提供し、地域志向大学としての教養教育のモデル・ケースを構築する。

【3-1】基幹・実践・連携展開科目の新たな枠組による教養教育と専門教育の連携及び地域性を活かした教養教育のモデル・ケースの構築を視野に入れ、前年度にまとめた「和歌山大学における教養教育改革について（最終報告）～和歌山大学教育改革の魁として～」に沿って順次取組を進める。

【4】専門性と同時に学際的な学識を獲得させるため、平成28年度から他大学、地方公共団体、企業等と連携した副専攻プログラムを新たに実施する。

【4-1】2020年度からの教養教育改革を踏まえ、引き続き「わかやま未来学副専攻」として「地域協働セミナー」、「地域専門科目」、「地域創業論」、「地域協働自主演習Ⅰ・Ⅱ」及び「地域協働自主演習adv.」を開講する。

【5】GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度のさらなる活用を図るため、平成30年度までに全学的な成績評価方針を策定し、厳格な成績評価を行うとともに将来に目標を持った学修を促すため、各教員が学生カルテ、目標管理シート（ロードマップ）などを活用し、きめ細やかな学修支援を行う。

【5-1】前年度に策定した全学的な成績評価方針に基づき、各学部・研究科において厳格な成績評価を実施し、GPAを活用して履修登録単位数の上限設定や成績不振者への修学指導を実施する。

また、学生に対し将来に目標を持った学修を促すため、学生カルテ、目標管理シートなどを活用したきめ細やかな学修支援の具体的な方法を検討する。

【6】LMS（学習管理システム）やeラーニングを導入し、学生が自発的、継続的に学修する意欲を引き起こし、修得した知識を実践的に活用することができる能力を身につけさせるための教育環境を整備する。併せて、第2学期期間中に改革を開始した附属図書館の利用者数を、改革開始時点（平成22年）から40%増加させる。

【6-1】学生の自発的・継続的学修意欲の喚起及び修得した知識を実践的に活用する能力の獲得を支援するため、LMSやeラーニングを導入している授業における学生の利用状況や学修効果を測定する。また、図書館においては、設備の整備計画に沿って学習支援のための環境整備を進める。さらに、学生向け講習会を14回以上開催し学習支援を充実させる。

【7】メンタル面の不調で修学困難となった学生や、単位取得状況に問題のある学生、留年生などに対するキャンパス・デイケアを取り入れたメンタルサポートシステムを強化する。

【7-1】前年度に検証した集団活動・集団療法の効果を踏まえて、新たなメンタルサポートシステムに再構築し、充実を図る。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【8】資質の異なる学生に対してきめ細かな教育を実施するため、全学的な教学マネジメントを担う教育学生支援機構を平成30年度までに改組する。

【8-1】前年度に構築したクロスカル教育機構教育改善推進専門部会を中心とした教育の内部質保証体制のもと、「国立大学法人和歌山大学における教育の内部質保証に関する方針・手順に基づくモニタリング及びレビューのガイドライン」に沿ってモニタリングを実施する。

【9】学士課程、大学院課程を通じてカリキュラムマップを整備するとともに、平成31年度までにナンバリングを導入し、学生に多様な学修の機会を提供する。

【9-1】前年度に策定したカリキュラムツリー及び「和歌山大学科目ナンバリング運用要項」に基づき、科目ナンバリングを本格実施し、学生に体系的で質の高い教育を提供する。また、学士課程のカリキュラムマップを整備する。

【10】放送大学の利用や、LMSの活用など効率的な授業の実施を行うことにより、多様な学びのニーズに応え教育の質を維持する。

【10-1】引き続き、放送大学の利用や「紀の国大学協議会単位互換制度」等を活用し学生に多様な学びの機会を提供するとともに、教育の質を維持するため、LMSなどを用いた授業における学生の利用状況や学修効果の測定を行う。

【11】すべての学部、研究科において平成32年度までに学年暦を柔軟化（クォーター制の導入）し、1か月以上の期間での海外留学、地域留学、中長期インターンシップ、ボランティア活動を行う制度を整備し、学外学修プログラムを充実する。

【11-1】2020年度のクォーター制導入に向け、着実にカリキュラムの整備を行う。また、前年度に策定した「和歌山大学における学外学修プログラム推進計画」に基づき、ガイダンスやウェブサイトの活用を含めた情報提供・相談・報告会など、学外学修推進のための取組を積極的に行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【12】 学生生活の変化や学生サービスのニーズを把握・分析し、その傾向をもとに必要となるガイダンスや「学生生活の危機管理」に関する授業を開講する。また、特に学生寮、課外活動施設の設備品更新や周辺環境整備等を実施し、学生生活・課外活動を支援することで、学生サービスの改善を図る。

【12-1】 個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育等について、文部科学省からの通達等を参考とし、ガイダンスや「学生生活の危機管理」に関する授業の内容を充実させ、引き続き学生生活に係るリスクを回避するための措置を講ずる。

【12-2】 学生ニーズを基に、計画的に学生寮・課外活動施設の設備品等の修繕・更新を実施する。

【13】 入学料・授業料免除等の経済的支援を継続するほか、学内行事サポートに学生を積極的に動員するなど、学内ワークスタディ事業を実施する。

【13-1】 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議「高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告）」に示された大学に求められる要件を整備し、支援を求める全ての学生に対し、経済的支援を講ずる。また、これまで実施してきた学内ワークスタディ事業を着実に継続する。

【14】 コンソーシアム和歌山に参加する高等教育機関、教育委員会、関係NPOと連携した研修、情報共有を実施し、平成26年度に設置した「障がい学生支援室」を軸に、聴覚障がい者にはノートイク、視覚障がい者には資料等の点字化、肢体障がい者には机等の改良など障がいをもった学生の個に応じた支援を行う。

【14-1】 コンソーシアム和歌山に参画する高等教育機関等の教職員も参加可能な講演会または研修会を開催するとともに、他機関で開催する同様の講演会・研修会に積極的に参加し、多様な学生への対応について研修を重ねることにより、地域の関係団体との連携、情報共有を図る。ハード面では、引き続き学内のバリアフリー化を推進するとともに、障がいをもった学生をはじめ、LGBTなど多様な学生に対して個に応じた支援を行う。

【15】 キャリアセンターを一元化し、効率的な組織体制のもとで学生組織や学外組織との連携により効果的なキャリア支援体制を構築する。

【15-1】 学内外の組織と連携した学生のキャリア支援を引き続き実施するとともに、キャリア支援体制が効果的に機能しているか検証する。また、キャリアサポート学生チームを結成し、低年次から学内外キャリア支援イベントへの積極的な参加を促す。引き続き、ハローワークや和歌山県中小企業団体中央会と連携したキャリア支援を実施する。

【16】 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止について啓発するために、教職員に対する研修会及び学生向けガイダンスを毎年1回以上開催するほか、発生案件の傾向の変化を分析・共有し、対応に役立てる。また、教職員用のパンフレットを作成する。

【16-1】 発生案件の傾向に応じた教職員向けのハラスメント防止研修会を年1回実施する。前年度作成したハラスメント防止のための教職員用パンフレットを新規採用者に配付し、新任教職員研修の際にハラスメントに関するガイダンスを行う。学生に対しては、引き続き年1回のガイダンス実施や、教養科目「学生生活の危機管理」の授業でハラスメントに関する講義を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【17】 本学への進学に意欲や希望を持たせるようにするため、大学が養成する人材像、教育課程、アドミッション・ポリシーを分かりやすい形にして示す。

【17-1】 引き続き受験生・保護者・高校関係者を対象とする入試説明会等において、アドミッション・ポリシーについて説明を行い、本学が求める学生像を示す。また、入学時と1年後期終了時に行うアンケートにおいてアドミッション・ポリシーの認知度等について調査・分析し、アドミッション・ポリシーが適切であるか、適切に機能しているかを検証する。

【18】 面接、論文、高等学校の推薦書、生徒が能動的・主体的に取り組んだ多様な活動、大学入学後の学修計画案を評価するなど、多様な評価による入学者選抜を実施する。入試制度改革後、入学者の追跡調査を行い選抜方法の妥当性・信頼性の検証を行う。

【18-1】 平成31年度一般入試に「総合問題」を導入した経済学部・観光学部において、多面的評価による入学者選抜が適性に行われているかについて実施方法・内容を検証し、必要に応じて改善策を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【19】 研究拠点機関となる国際観光学センター（仮称）を設置し、サリー大学などこの分野で海外のトップクラスの大学の研究者をリーダーとする研究ユニットを3つ以上設置する。並行して関連研究プロジェクトや外部の研究機関との連携による共同研究の推進を通じて、若手研究者の結集・育成を図るとともに、日本の観光学研究の拠点として、欧米諸国に比べ立ち遅れている我が国の観光学研究を高度化、国際化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【19-1】 前年度に引き続き、国内外における共同研究及び研究プロジェクトを推進するとともに、日本及びアジア圏における観光学研究拠点としての充実を図る。また、これまで国際観光学研究センターとして実施してきた国際的な共同研究及び研究交流を取りまとめ、観光学研究の高度化・国際化への効果及び成果を検証する。

【20】 英語研究論文集の出版、国際学会等の開催を通じ、研究成果を国際的に発信する。また、学術情報リポジトリ登録コンテンツ数を第2期末に比して500件以上増加させ発信力を強化する。

【20-1】 前年度の検証結果を踏まえ、これまでの研究成果を国内外に発信すべく、国際学会を年1回開催するとともに国際学術誌への投稿・出版に注力する。また、学術情報リポジトリの登録可能コンテンツの調査及び関係教員等への説明を継続し、新たなリポジトリの登録を年間150件以上行う。

【21】 地域の産業振興、産業創成につながる本学の研究シーズを積極的に支援し、産学官の連携研究プロジェクトとなるようコーディネートする。特に、地域産業界からの要望の高いナノテクノロジーを中心とする材料分野、新しい観光産業への展開可能性の高い観光産業関連ビッグデータの解析に注力する。

【21-1】 地域産業支援と地域産業創生に関連する研究の状況を継続的に把握するとともに、本学、和歌山県工業技術センター及びわかやま産業振興財団等との連携により、政府、自治体の産業戦略に適合したプロジェクトの立案を引き続き促す。さらに、「観光に関して官民が蓄積したビッグデータの解析」、「画像による人物認識システムなどの情報学分野」、「観光地・名産品を魅力的な画像提示できるシステムなどの情報学分野」などについて、産学官連携プロジェクトになるよう、研究プロジェクト推進オフィスにて財政的支援等を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【22】学内公募した研究提案を大型研究プロジェクトへと結実させるために、独創的研究支援プロジェクトを置く。大学のミッションに直結するテーマに関する研究の支援と教員の特徴ある研究の支援を、それぞれ独創的研究支援プロジェクト（A：大規模学術研究型）、（B：研究発展支援型）とし、学内公募された中から選考委員会の議により支援対象を決定する。（A）については毎年2件程度、（B）については予算に応じて若干数を選定する。

【22-1】「独創的研究支援プロジェクト」の申請件数の増加を図るため、過去の応募状況を参考に大規模学術研究型及び研究発展支援型それぞれの申請要件について、競争的資金への申請金額の緩和等の見直しを行う。

【23】リサーチ・アドミニストレーター（URA）を1名以上配置し、研究課題の設定やプロジェクト申請、進捗管理など、関連施設との連携により研究支援体制の整備を行う。

【23-1】リサーチ・アドミニストレーター（URA）室構成員によるミーティングを月2回程度開催し、各教員の共同研究等の進捗状況、外部資金の公募状況等の情報共有を図り、今後の研究支援方法等について検討を行う。また、本学、和歌山県工業技術センター及びわかやま産業振興財団の各コーディネーターによる会合を3ヵ月に1回程度実施し、各機関間の情報交換や和歌山県の施策の具現化に向けた調整等を行う。

【24】テニユア・トラック制の普及・定着、研究費や研究スペースの重点配分など若手研究者を育成する環境を整備し、第3期末までにテニユア・トラック制を適用して採用する教員の数を10人以上（テニユアへ移行する教員を含む。）とする。

【24-1】引き続き、若手教員の採用においては、テニユア・トラック制による採用を原則とし、当該教員に、スタートアップ研究費やテニユア・トラック経費の配分、十分な研究スペースの確保を行う。また、これまでの重点配分の結果を基に、配分方法等の見直しを図る。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【25】地域と連携・協働した中長期のインターンシップ、地域におけるフィールドワーク、ホームステイ型へき地・複式教育実習など、地域資源を生かした取り組みを通じた実践的キャリア教育を強化する。

【25-1】前年度に引き続き、和歌山県内をはじめとする地域におけるインターンシップを新たに開拓するとともに、「地域協働自主演習Ⅰ・Ⅱ」、「地域協働自主演習 a d v.」、「へき地・複式教育実習」などの地域との連携による実践的なキャリア教育を継続実施する。

【26】課題発見・探求能力、実行力といった社会人基礎力を培うため、PBL（課題解決型学習）などを活用した能動的な学修を平成32年度までに学士課程における授業の5割に導入する。

【26-1】前年度に整備した「和歌山大学『アクティブ・ラーニング』実施要項」に基づき、能動的な学修を拡大するため、教員がアクティブ・ラーニングを実施するにあたってのガイドラインの作成などの取組を実施する。

【27】学生の学校現場へのボランティア活動の推進など教職への動機づけを行い、和歌山圏域の初等中等教育を担う教員の質の向上を図り、和歌山県における小学校教員採用の占有率25%を達成する。また、教育学部全体での教員就職率80%を達成し、教育学研究科においては70%を達成する。

【27-1】教員採用試験における教職教養等の筆答試験の対策講座において、新たに「教育法規」の講座を設けるなど、より一層の充実を図る。また、教職カウンセラーによる学生の面談指導等においては、面接試験の実際の状況を踏まえたより実践的な模擬面接を行うなど、さらに指導を強化する。

【28】地域の教育課題、産業構造、技術・文化レベルに貢献できる高度な専門人材を育成するため、高い専門性と学際性を総合的に推進するカリキュラムを実施し、少人数による演習形式を基盤に専門的知識と実践力を体系的に学ぶための専門教育を実施する。

【28-1】前年度に引き続き、各研究科において、高い専門性と学際性を総合的に推進するカリキュラムを実施し、少人数による演習形式を基盤に専門的知識と実践力を体系的に学ぶための専門教育を実施する。また、教職大学院への一本化に向け、カリキュラムの見直しを実施する。

【29】第2期に取り組んだグリーンイノベーションプログラムを拡張し、食品・農産物の高付加価値化、農林業と食、健康、環境に関する研究を推進するための教育・研究体制を整備し、地域と連携した研究プロジェクトを推進する。

【29-1】前年度に引き続き、産官学のプロジェクトの設立を目指し、農の新たな価値創造に資する人材育成プログラムへと発展させるために、県内自治体部局、農協、食農関係機関・団体の代表等と地方創生人材養成に資する教育のあり方について協議する。

【30】「シニアエクササイズ運動プログラム」、「難聴者の音の聞こえ方をシミュレートする研究」などの、高齢者の課題解決に寄与する研究に取り組む。また、独創的研究支援プロジェクト（A）による学術研究支援、コーディネーターによる産学連携や大型研究資金プロジェクト獲得に向けた情報提供など、外部資金獲得のための支援を行う。

【30-1】「難聴者の音の聞こえ方をシミュレートする研究」、「パーソナルモビリティ（1人乗りのコンパクトな移動支援機器）の開発を行う研究」など、高齢化にともなう身体的な変化を推定し補う方法あるいは装置の開発を行う研究を推進するため、独創的研究支援プロジェクト（A）や共同研究コーディネートなどの資金獲得支援を継続的に実施する。

【31】「中山間・沿岸地域を対象とした災害情報科学研究」や「災害時通信ネットワークの研究」など、防災・減災に寄与するプロジェクトを地域と連携して推進する。

【31-1】前年度に引き続き、鉄道会社による津波避難訓練の連携を進め大学生が関わる避難訓練を1回、地域と連携した訓練を2回実施するとともに、避難のモデル化を目指したWGを立ち上げる。また、前年度に開発した土砂災害研究機関等と連携した土砂災害向け防災教育プログラムを用いて、学校や地域等で土砂災害を学ぶ授業などの試行的な実践を行う。

【32】和歌山地域コンソーシアム図書館で取り組んでいる貴重資料の巡回展示等の事業をさらに発展させ、地域の住民に学習機会を提供する。また、和歌山では学校司書の配置率が低い等整備が不十分な現状があるため、県内の学校図書館の充実に寄与するため、学校図書館の立ち上げ支援や司書の研修機会を提供する。

【32-1】和歌山地域図書館協議会と連携して、地域住民を対象としたフォーラムと貴重資料等の展示を年1回ずつ開催する。また、多発する自然災害への対応と、資料保存における県内図書館等の連携促進を目的として、公共及び学校図書館の司書を対象に水損資料への対応をテーマとした研修会を開催する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【33】 TOEIC I Pテストの全学的導入、英語による教育プログラムの実施、ASEANプログラムの実績を生かした海外でのインターンシップの実施や単位認定の促進など、学生が海外で活躍するための制度整備及び協定先を増やし、海外留学に結び付ける。大学間交流協定数は、現状（29大学）の20%増を目標とする。協定校の増加による留学生の増は各校2～3名を見込み、キャンパスにおけるグローバルな交流を実現する。

【33-1】 前年度に行った今後の展開が望ましい地域についての検討に基づき、新たな協定先の確保に向けた協議を行い、新規で1件以上の協定を締結する。教育学部においては、一部の学生を対象にTOEIC I Pテストの実施シミュレーションを行う。

【34】 観光学で世界をリードするトップレベルの大学（サリー大学等）との連携や、外国人教員の獲得、日本人教員の英語能力の向上により卒業に必要な単位を英語で履修可能とするための体制を整備する。

【34-1】 これまで実施してきた日本人教員の英語力向上のためのFDプログラムの内容及び成果を検証する。これまでの観光学部におけるグローバル化推進の取組について総合的に検証し、総括を行い、今後の方針を検討する。

【35】 観光学教育の体系を確立し、国連世界観光機関（UNWTO）における観光教育・訓練・研究機関認定「tedQual」を取得する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【35-1】 前年度の自己点検・評価で判明した課題に対して対策を検討し、「tedQual」認定（学部プログラム）の更新申請を行う。

【35-2】 大学院プログラムにおいても「tedQual」認定申請を行う。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【36】 実践的指導力を獲得するために、附属学校における教育と教育実習の実践を通して、実践の理論化による成果を教員養成カリキュラムにフィードバックするPDCAサイクルの確立に寄与する。

【36-1】 学部・大学院と附属学校との連携・協働基盤の確立及び平成32年度の附属学校校長常勤化に向け、審議権限のある附属学校と学部・教職大学院からなる附属学校部を設置する。また前年度の検証結果を踏まえ、附属学校における教育実習改革の教育・研究課題を改善する。

【37】 附属学校3校が連携し、「多様な特性のある児童・生徒が共に学びながら」（インクルーシブ教育）、「21世紀の社会を生きるうえで必要となる資質・能力」（21世紀型能力）を高めるための教育について学部・大学院との共同研究を行う。その成果を、和歌山圏域における地域特性を活かした「持続可能な社会の担い手育成」（ESD）のための先進的教育モデルとして、地域の学校に提供する。

【37-1】 先進的教育モデル構築のため、引き続き「教育学部・附属学校共同研究部会」において、大学、附属校、公立学校の3者間の連携による研究を推奨し、共同研究を15テーマ以上行う。また、各テーマで報告書を作成し共同研究報告会を開催するなど、地域の学校へ研究成果を発信する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【38】第2期期間中に整備した教員組織の一元化と学内兼任制度を活用し、重点的な施策を機動的に展開するために、柔軟な人事配置を行う。また、事務組織の一元化による全学的な予算・施設管理を実現する。

【38-1】学内兼任制度を有効に活用し、部局の配置希望や兼務可能な領域等の状況について全学的に共有し、他部局等での活躍を推進するとともに、必要に応じ、他部局への配置換を行う。

【38-2】予算管理の簡素化、可視化を図るため各学部の予算・決算書の共通化を図る。

【38-3】平成29年度に策定した施設マネジメント方針に基づき、東3号館に全学共通スペースを確保する。

【39】年俸制の見直しなど、更にメリハリある給与体系とし、国内外の優秀な教員の獲得及び学内人的資源の戦略的・重点的配置を行う。また、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員に占める年俸制適用者の割合を、平成28年度までに10%に引き上げ、維持する。

【39-1】人事給与マネジメント改革の取組として、教員活動状況評価における成績優秀者に、新たに研究費の追加配分を行うことを検討する。また、年俸制適用教員数については、常勤教員数の10%を維持する。

【40】本学の教育研究に関する諸活動及び運営状況を客観的に把握・分析するためのIR（インスティテューショナル・リサーチ）を組織的に実施する。

【40-1】他大学における学生調査の活用事例等も参考にしつつ、本学における教育研究データの整理・活用方針について検討を行う。

【41】男女共同参画やワークライフ・バランスの啓発を行うとともに、女性教員の比率を22%に引き上げ、幹部職員に占める女性の割合13%以上を達成する。

【41-1】女性研究者活躍推進のため、他大学等と連携した実践的英会話力向上のためのセミナーを開催するほか、連携型共同研究を実施する。また、引き続き教員の採用に際しては、原則、教員公募要項に女性の応募を積極的に促す旨の記載を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【42】教職大学院を設置し、既設の教育学研究科を教職大学院に一本化する。併せて、教育学部・教育学研究科の定員規模を見直す。また、実践型教員養成機能への質的転換を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員の割合30%を確保する。

【42-1】教職開発専攻への一本化に向けて、既存の教育学研究科の定員を見直すとともに、教職開発専攻に特別支援教育コースやスペシャリストコースを新設する。さらに、教員の指導力向上を目指し、初任者研修プログラムを本格的に運用する。

【43】人文社会科学系学部・大学院について、経済学部にも農業経営に関するコースを設置するなど、社会的要請の高い分野への転換を図り、定員規模についても見直しを行う。

【43-1】社会や地域のステークホルダーとの連携の場を設け、人文社会科学系大学院の改組に向けた具体的な検討に着手する。

【44】学内共同利用施設について、教育研究の活性化や地域社会との連携に寄与するものになっているか検証し、見直しを行う。

【44-1】地域からの相談窓口を設置し、案件により分類し処理する手順を定めるなど、地域社会との連携を機動的に行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【45】 1 キャンパスの利点を生かした、学生ワンストップサービスを実施し、また管理業務の事務局への完全集約により、効率的で責任体制が明確な事務機構を整備する。また、電算システムの改善を引き続き推進する。

【45-1】 前年度検討した学部サポート室の見直しを実行する。また、引き続き学務とその他管理業務の適正な在り方を検討し、事務手続き等について必要な見直しを図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【46】 自己収入の財源確保のため、現在無償で貸与している施設を見直し、第3期中の施設使用料収入を第2期中と比べ350万円以上増加させる。

【46-1】 前年度に引き続き、学生及び教職員の利便性の影響に留意しつつ施設貸付有償化の検討を行う。また、1件以上の施設を新規で有償とする。

【47】 科研費の申請率を、採択者を除いた員数の80%以上で維持するとともに、強み・特色を有する分野における採択率の向上に向け組織的に支援する。

【47-1】 科研費の申請率を、採択者を除いた員数の80%以上で維持するとともに、同分野の申請状況を参考に、コーディネーターが各研究者に研究のグループ化を提案するなど、強み・特色を有する分野における採択率の向上に向け組織的に支援する。

【48】 大学発ベンチャーの設立を教育研究成果の一環と捉え、期間中に2件以上の大学発ベンチャー設立を実現する。「紀の国学生ビジネスコンテスト」(仮称)を通じて、毎年2件程度の学生ベンチャー推奨認定を行い、学生ベンチャーの設立を積極的に支援する。

【48-1】 引き続き「創業セミナー」を実施し、教員、学生の起業を促す。また、学内に起業者(学生、教職員、卒業生)の発掘、孵化、育成等を目的としたアントレプレナー教育連動施設として「オープンイノベーションラボ(仮称)」を設置し、創業支援の強化を図る。

【48-2】 弁理士資格を持つ職員による知財相談会を年4回以上開催し、知的財産権の獲得を推進する。

【48-3】 知財教育に関する環境を整え、知財教育の基盤を確立するため、前年度に引き続きセミナーを4回以上実施する。

【49】 同窓会、後援会との連携強化及び機能強化に資する新たな基金の設定により、第3期中の寄附の受入件数600件以上を達成する。

【49-1】 引き続き同窓会、後援会との連携のもと、和歌山大学基金への寄附を募るとともに、これまでの基金の実績に対する検証を行う。

【49-2】 今までにご寄附いただいた企業や和歌山県内経営者協会会員企業を訪問するとともに、同窓会総会や教育懇談会において大学の状況等を説明し、さらなる基金を募る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【50】 人件費をポイント化して管理するなどにより、人件費を第3期末において、第2期末と比べ6%以上削減する。

【50-1】 常勤教員の人件費管理におけるポイント制を継続し、期間中の人件費6%削減を目指し、引き続き人件費抑制に取り組む。

【51】管理経費を削減するため、消耗品費の5%削減などにより、一般管理費を平成26年度決算額比で3%以上削減する。

【51-1】財務諸表のデータ等によって一般管理費の支出傾向を分析し、その結果に基づき経費抑制に向けた対策を講じる。また、学外の事例を参考に新たな対策を取り入れ、管理経費の削減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【52】職員宿舎及び栄谷会館（非常勤講師宿泊施設）等の管理運用方法を見直し、PFI事業等を含めた整備計画を進める。

【52-1】職員宿舎（海南宿舎）の廃止に向けて、入居者に転居の意向調査を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【53】中期目標・中期計画管理システムの運用方法を改善し、システムを活用した進行管理を年に2回以上行い、自己点検・評価、外部評価の実施に活用する。また、IRを活用した多面的なデータ分析を行う。

【53-1】中期目標・中期計画管理システムを、数値目標の進捗管理にも活用する。また、学生の成績データを基に多面的なデータ分析を行い、認証評価等に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【54】広報担当課のみならず各学部・課に広報担当者を置き、広く学内情報を収集するとともに、学生広報チームによる学生目線での情報収集を行い、受験生が必要とするコンテンツの整備を行う。

【54-1】企業や他大学の広報活動について調査・情報収集を行い、他機関の事例を参考にしながら、受験生向けの情報を「W a d a i S c o p e」で引き続き発信する。また、英語サイトの本格的な運用も開始する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【55】『和歌山大学改革・機能強化に関する基本方針』に基づきキャンパスマスタープランの充実を行い、国の財政措置の状況を踏まえ、国際観光学センター（仮称）の整備や、老朽化建物及びキャンパス案内サイン等の改修を計画的に進める。

【55-1】国の財政措置の状況を踏まえ、東3号館（教育学部本館棟）改修Ⅱ期（自然科学棟）【改修面積4,450㎡】を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【56】対応窓口を一本化するなど、災害時に地域の避難場所としての機能を果たせるよう、自治体との連携体制を整備する。また、東南海地震、南海地震など自然災害を見据えた学生・教職員への防災教育、防災訓練と施設整備の安全点検を毎年1回以上行う。

【56-1】災害時に地域の避難場所としての機能を果たせるよう、自治体と連携しつつ、避難場所及び防災倉庫の点検等を行う。また、引き続き年1回以上の防火・防災訓練の実施と、施設整備の安全点検及び必要な改善を行う。

【57】新たなリスクにも対応できる情報セキュリティ体制を整備する。また、標的型攻撃演習などの訓練を毎年1回以上実施する。

【57-1】引き続き、情報セキュリティに関する講習や標的型メールの予行演習などの教育・啓発活動を実施し、大学構成員の情報セキュリティ意識及びリテラシーのさらなる向上を図る。また、LMSを活用し大学構成員を対象とした情報倫理教育及び自己点検を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【58】法令遵守、特に研究における不正防止や改正学校教育法等の趣旨に沿ったガバナンスが確実に行われているか、書面監査や実地監査を毎年1回以上実施する。

【58-1】ガバナンス、内部統制の推進のため、学内の体制や運営の状況について書面やヒアリング等により監査する。特に、情報セキュリティの監査について重点的に取り組む。

【59】教職員へのコンプライアンス教育強化のため、研修会等を年2回以上開催し、研究倫理をはじめ、研究費の不正使用等を防止するための施策を講じる。

【59-1】研究倫理教育並びに公的研究費不正使用防止教育については、引き続きe-ラーニング研修を実施する。また、研究活動における不正防止については「データ保存確認調査」を、研究費使用に係る不正防止については「換金性の高い物品の現物調査」を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成31年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,896
施設整備費補助金	1,276
補助金等収入	44
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	26
自己収入	2,547
授業料、入学金及び検定料収入	2,419
雑収入	127
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	210
引当金取崩	6
計	8,006
支出	
業務費	6,449
教育研究経費	6,449
施設整備費	1,302
補助金等	44
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	210
計	8,006

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額4,788百万円を支出する。(退職手当は除く)

(注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額1,127百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額150百万円。

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額147百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額64百万円。

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,117
經常費用	7,117
業務費	6,397
教育研究経費	1,449
受託研究費等	73
役員人件費	72
教員人件費	3,584
職員人件費	1,218
一般管理費	371
財務費用	3
雑損	0
減価償却費	346
臨時損失	0
収益の部	7,117
經常収益	7,117
運営費交付金収益	3,895
授業料収益	2,094
入学金収益	339
検定料収益	89
受託研究等収益	78
補助金等収益	37
寄附金収益	90
施設費収益	46
財務収益	0
雑益	167
資産見返運営費交付金等戻入	199
資産見返補助金等戻入	66
資産見返寄附金戻入	17
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,161
業務活動による支出	6,410
投資活動による支出	1,536
財務活動による支出	60
翌年度への繰越金	1,155
資金収入	9,161
業務活動による収入	6,633
運営費交付金による収入	3,896
授業料・入学金及び検定料による収入	2,419
受託研究等収入	64
補助金等収入	44
寄附金収入	43
その他の収入	167
投資活動による収入	1,302
施設費による収入	1,302
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,226

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 951,981千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画はなし。

Ⅸ 剰余金の使途

大学の基本的な目標を達成するため教育研究をはじめとする大学機能の充実・発展に必要とする経費に充当する。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
・（栄谷）総合研究棟改修（教育学系） ・（西高松他）基幹・環境整備（ブロック塀対策） ・（吹上他）災害復旧事業 ・（栄谷他）災害復旧事業 ・（栄谷）総合研究棟改修Ⅱ（教育学系） ・（栄谷）ライフライン再生（給水・排水・電気設備） ・（吹上）ライフライン再生（給水設備） 他、小規模改修	総額 1,302	施設整備費補助金（1,276） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（26）

注）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2. 人事に関する計画

（人事に関する方針）

配置

- ・学内兼担制度を有効に活用し、部局の配置希望や兼務可能な領域等の状況について全学的に共有し、他部局等での活躍を推進するとともに、必要に応じ、他部局への配置換を行う。

給与体系

- ・人事給与マネジメント改革の取組として、教員活動状況評価における成績優秀者に、新たに研究費の追加配分を行うことを検討する。また、年俸制適用教員数については、常勤教員数の10%を維持する。

男女共同参画

- ・女性研究者活躍推進のため、他大学等と連携した実践的英会話力向上のためのセミナーを開催するほか、連携型共同研究を実施する。また、引き続き教員の採用に際しては、原則、教員公募要項に女性の応募を積極的に促す旨の記載を行う。

人件費

- ・常勤教員の人件費管理におけるポイント制を継続し、期間中の人件費6%削減を目指し、引き続き人件費抑制に取り組む。

（参考1）平成31年度の常勤教職員数 496人

また、任期付き教職員数の見込みを 8名とする。

（参考2）平成31年度の人件費総額見込み 4,788百万円（退職手当を除く。）

別表（学部 of 学科、研究科 of 専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	660 人
経済学部	経済学科	1,220 人
システム工学部	システム工学科	1,260 人
観光学部	観光学科	480 人
教育学研究科	教職開発専攻（専門職課程）	38 人
	学校教育専攻（修士課程）	52 人
経済学研究科	経済学専攻（修士課程）	30 人
	経営学専攻（修士課程）	26 人
	市場環境学専攻（修士課程）	20 人
システム工学研究科	システム工学専攻	282 人
	うち博士前期課程	258 人
	うち博士後期課程	24 人
観光学研究科	観光学専攻	36 人
	うち博士前期課程	18 人
	うち博士後期課程	18 人
教育学部附属小学校	558 人 学級数 20（うち複式学級 3）	
教育学部附属中学校	420 人 学級数 12	
教育学部附属特別支援学校	60 人 学級数 9（小学部 3、中学部 3、高等部 3）	